

税金を滞納すれば、すぐに差押え？生活を破壊する差押えを許さない！

滞納処分対策全国会議

平成 29 年 8 月 27 日（日）

前橋シンポジウム

13 時 30 分から 17 時まで（開場 12 時）

基調講演

『滞納処分にルールあり。適正な徴税実務とは』

税理士 戸田伸夫氏（元税務職員・税理士法人京阪パートナーズ）

現在、全国の市町村では、地方税や国保料を滞納した住民に対して、行きすぎと思われるような過酷な財産の差押えが横行しています。特に群馬県前橋市では、人口 34 万人足らずで、年間 1 万件を越える差押えが行われています。このような状況が発生した原因是、多くの自治体職員がもっぱら滞納税の徴収ばかりに走り、国税徴収法の理念や国税基本通達を知らないところにあります。このたび、元国税徴収官で長年にわたり徴税実務に携わった税理士の戸田伸夫先生をお招きし、適正な徴税実務の在り方を解説していただきます。税滞納に悩む市民の皆さまはもちろん、徴税現場で働く自治体職員の皆さまも、ぜひご参加ください。

その他

入場無料・予約不要

○前橋市による差押え被害体験報告

なお、シンポジウム翌日の 8 月 28 日（月）には、滞納処分対策全国会議の有志で、山本龍・前橋市長あてに、滞納処分の改善に関する申し入れを行う予定です。

★同日同時開催 税金滞納差押無料相談会

税金でお困りの方
お気軽にお越し下さい（予約不要）

場所

ぐんま男女共同参画センター
前橋市大手町 1 丁目 13-12
(群馬県庁西側)

